

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。 ようて本議案の訂正について承認することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第三議案第五十二号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本会下については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議案第五十二号福生

市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会が審査報告と審査の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案不審査報告書) 別添参照
まず、本会下について理事者の説明を受けた後に審査に入りました。

委員より、勤務成績に応じて市規則で定める割合とあるが、変化があるのかとの問いに對しまして、理事者より、勤務成績に応じては給与等に百分の五十、あるいは百分の六十を掛け、それによって得た額に勤勉率を掛け出すのが本来の規定の趣旨であるが、現行では勤勉率を定めていないので、そのよりな調整はしていない。規則の九の四で、市長が別に定める割合と云うところに入っております。本来なら勤務成績に応じて差をつけるというところですが、実態としてはそのよりな支給はされていません。ただ、規則の九の六におきまして、病欠とか、それに該当する者は調整をしているとの答弁がございました。

また、委員長より、おくれず、休まずければ勤務手当も同じというところ、それでよいのだろうか。勤務良好な者には褒賞美を出した等々の例はないのかとの質問に對しまして、理事者より、規則の九条の四の後段の市長が別に定めると云うのは、この者はよくやったからこのぐらいだと、そういうことは規則の規定により差をつけることにはなっておりますが、客観的な一つの基準に基づいたものとしての判定基準は持っていないので、長期に休んだ人と

いう理由以外は御指摘の表現のとおり同一の率を支給されているのが現状である。

特殊な例で何か行政事務の執行上、他の模範になるとか、あるいは効率的な事務の執行のための提案をしたとか、奇特な行為をして福生市の職員の名を上げたという業績に基づくものがあります。しかし、通常の勤務上の市長の評価に基づくものは特別とはいふことでございしました。

さらに、委員より、一生懸命働いたものが、如果に何らかの形であらわれなければ努力している人もだらけていくのではないかと懸念をされる。勤務成績にたいした差別がでないならばたとえば人事面においても棚ばた式というより、なやみ方ではなく、勤務成績のいふ者を振てきするといふ事か、職員がやる気を出せる中身の改革というものが必要ではないか、そういう点を十分検討されるよう要望したいとの意見が出されたわけでございします。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

何とが当委員会報告どおり、御決定くださいますようお願い申し上げます。

して、委員会審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第五十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、

委員長報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四 議案第五十三号 福生市児童育成手当

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

不安本については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第五十三号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

不安審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村中郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号について採決いたします。

不安本に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

不安本は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村中郎君) 日程第五 議案第五十四号 福生市老人福祉手当
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

不安本については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第五十四号につ

きまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査直報告書目) 別添参照

内容説明を受けた後、質疑に入りました。
委員より、これは金額即費の負担であるということだが、二十六市中、市の
プラスしている市があるのかとの質問に対して、この制度についてはない。これは
即条例に基づく即と市の共同による施策で一律この金額で実施されて、い
るとの説明がなされました。

また、寝たきり老人が対象で、これは申告制ということであるが、対象者は
どのように調査しているか。また、この制度を知らない人がいるのではないかと思いが、
その点、どうかとの質問に対して、この制度は地域の民生委員に実態調査を
お願いしている。また、広報等でもPRしているとの答弁がなされた後にお諮り
いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第で
あります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査直

報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより本委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第五十四号について採決いたします。

本案に對する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、

委員長報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第六 議案第五十五号 福祉手当て条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本安本については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第五十五号につき

まして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入り、
したところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であ
ります。

○何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査
報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十五号について採決いたします。

本安本に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本安本は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七 議案第六十六号 福生市国民健康保険

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本安本については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から
報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第六十六号に

つきまして本委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議事不審査報告書) 別添参照

内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、これは十月一日から退職者医療制度が発足することに伴って改正するわけだが、福王では退職者医療制度に該当する人数は何人か。それと保険証が変わってくると思うが、それについてはどうかとの質問に対し、対象者についてはまだ確定した数字はつかないが、およそ一千名を予定している。それと保険証については九月七日に政令が公布されて、それまでは全くこの中身について不明確な点もあり、いまだに説明会等行われていない部分もあるので具体的に申し上げられないが、被保険者証については当面特例証という形のもので該当者に渡す予定である。いま、リストに沿って被保険者であるかどうか、その被扶養者であるかどうか調査をしているので十月に間に合うように特例証を発行したいとの答弁がなされました。

また、質問として、一千名というのは本当の概算だと思うが、法律の趣旨

から言くと退職者医療制度の該当者をこちらでリストアップして本人に通知し、本人から申告をしてもらうようになるが、これが果たして十月一日にできるかどうか。また、本条例の一部改正に伴って退職者医療制度の発足するが、そうすると老健法で七十歳以上、六十歳から六十九歳は退職者医療制度に入れるということになり、切り離すということになるが、退職者の被保険者にしてみれば、いままで百分の三十支払っていたのが百分の二十医療機関で支払うようになるということ、それだけを見れば一〇%少なくなるということになるが、本当にそれで国保の運営がやっていくのか。それと、これが定着するまでは医療機関とかかわり合いを見ても混雑が予想される、そういう事務の繁雑さ等にどのように対応していくのかとの質問に対し、事務的の問題については、何分にも政令が公布されたのが九月七日であるとして、連合会を通して厚生年金、船員保険、国家公務員というところからそれぞれの年金の受給者のリストが果てている。そのリストに基づいて被保険者の代表と交さ合わしを行っている。これが本音のものも若干あると思われる。

法の趣旨は、第一に届り出主義を規定しているが、これは年度途中の実施でもあり、当初はリストに添ってこちらで調べたものについて特例証を公布することでもやむを得ない。このよう取り扱えば事前指示されている。被扶養者の認定は大変むずかしく、所得の関係、それとやはり實際に本人の申し出を待たなければならぬ場合も生じてくる。ただ、これは十月一日実施でもこの対象者の方々がその日に特例証、被保険者証の取り扱いは受けられなくても十月一日にさかづいて当面救済措置がなされる。それと財政的な問題だが、退職者医療の該当者に対する医療費は確かに八割の給付をしていくので、いままで七割給付のところ一〇%支出がふえてくる。ただ、法律の改正によって新たに医療給付費交付金という形で別途歳入されてくる部分もある。この制度そのものについて持ち出しは法律の中身を見ても出てこないはずだが、その中では減額とされるといふようなこともある。これは収納率の関係が絡んでくると思うが、当面退職者の医療については、医療給付費交付金というものと退職者の該当者の国保税、それと一部負担金、それと除いたものが交付金という形で来るといふような

計算式になっている。ただ、この法律改正に伴って国庫負担金が変更される。定率四〇%がダウンしているもので、そのマイナス部分は当然生じてくる。

また、事務についてはパートの方にお願ひして、この作業を一部してもらっている。

これからのパートの賃金について補正等をお願いする予定である。医療機関の方は具体的にレセプトの該当者の退職者に対する部分を色分けしていくというところで伺っている。まだ細かいところは指示を受けていない。

退職者の被扶養者については外果と入院で当然負担割合が変わってくるのでその部分も若干変わってくると思うとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とが当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査直報を申し上げます。

○議長(田村中郎君)

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第六十六号厚生市国民健康保険条例の一部を

改正する条例について反対討論を行います。

今回の条例改正は、さきの一〇一国会で健康保険法が改悪されたことにより、提議されたものです。十月一日から健康保険被保険者本人は、一割の自己負担となります。この健保の改悪は、単に医療費が一割自己負担になるという

だけでなく、退職者医療制度の創設と特定療養費制度の創設に合わせ、市町村の行う国民健康保険への国庫補助を大幅に削減し、医療保険制度を根本から崩すものです。国民の医療がこれほど削減され粗末にされるということは、戦後最悪の事態です。この健保改悪が国保に及ぼす影響は、大です。

私は、この健保改悪により改正される本条例に對し、次の点から反対いたします。

退職者医療制度の創設に当たって、国は全く負担せず、この医療給付百分の八十に要する費用を退職者の保険料と被用者保険からの拠出金による基金に押しつけています。したがって、現役の労働者と事業主の折半負担となり

ます。一方、政府は退職者医療は国保内で運営させるが、この医療費は基金で見ると、国保財政の負担が軽くなるという理由で、国保法を改悪し、国保への国庫補助金を現行の四五%から三八・五%と大幅に削減してしま

した。この削減額は政府試算によっても、国保財政への軽減予想額よりも約五百七十八億円も上回るものとなっています。

このことは、政府の国庫補助金の大幅削減を貫徹し、国保の財政圧迫を招き、給付水準の低下、退職者も含めて保険料の値上げにつながります。また、特定療養費制度の創設は、高度医療の差額徴収、差額ベッドの公

認など、住民の保険外負担の増大、医療への差別の導入であり、自由診療の拡大と民間保険への肩がわりと道を開くものです。このように健保の改悪で国保にも大きな影響を与え、何よりも国民市民の医療を打ち崩す。この条例改正に反対するものです。

私は、いささか福生市として国保の医療給付の改善と難病、障害者などの自己負担分の軽減と被扶養者保険に比べて劣恵な助産費や葬祭費、育児手当の改善、そして立川などに行っている国保税の減免の増額の額と拡大などを行うべきだと思います。これは自治体の国保独自の権限でできます。また、政府に知しても健保の十割給付の復活を要求するともに退職者医療制度に付する国庫負担の新設、国保への国庫補助の削減反対などを強く要求すべきであると意見を述べまして、私の反対討論といたします。

○議長(田村市郎君) 次に賛成者、八番石川 保君。

(八番 石川 保君登壇)

○八番(石川 保君) 議案第六十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この条例改正は健康保険等により福生市の国民健康保険条例の改正を要するものが主たる改正内容であります。その内容は退職者医療制度の実施されるものと条文中の改正偏とするものであります。国の制度改正による条例改正であり、賛成いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で討論は終わります。

これより議案第六十六号について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第六十六号は、

原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第八 議案第五十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございしたので議案第五十七号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例を改正して保険税は金額でどのくらいになるのかとの質問に対して、基礎控除が上がるのでその分を全くの概算で試算すると五百万円程度になるかと思う。ただし福生市の場合には本算の十月の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終了しました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終了いたします。

これより議案第五十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 午後一時まで休憩をといたします。

午前十一時五十二分 休憩

午後一時 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九 議案第五十九号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第三号)と議題といたします。